

フリーランス・小規模事業者・中小企業向け

タイプ別 診断チャート付き

5分でわかる！

インボイス対応を簡単解説



監修  
税理士  
鈴木まゆ子

# インボイス制度のキホン

## インボイス制度とは？

インボイスとは売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。売り手からインボイス（適格請求書）を発行してもらうことで今まで通りの仕入税額控除を受けられる制度です。

ただし、どの事業者でもインボイスを発行できるわけではなく、一定の条件をクリアする必要があります。

## インボイス発行事業者になるには

インボイス発行事業者になるには、国へ所定の申請書を提出して、インボイスを発行できる事業者に登録する必要があります。この事業者を「適格請求書発行事業者」と言います。

インボイス発行事業者になると、適格請求書発行事業者公表サイトに情報が公開されます。

※「適格請求書発行事業者」になる具体的な方法は、

[9ページ](#)をご参照ください。

# インボイス制度導入前と導入後

## インボイス制度導入前

差し引いた **20万円** を納税



売り手に払った消費税と、売上先（買い手）から預かった消費税を差し引きして、税務署に納めていました。要は、払った消費税分を控除してもらえていたのです。これを「仕入税額控除」と言います。

## インボイス制度導入後

支払った税 **30万円** が  
段階的に認められなくなる



インボイスを発行してもらえないと、  
仕入税控除できない

売り手からインボイスを発行してもらえないと、買い手はこれまで受けていた控除を受けられなくなります。免税事業者はインボイスを発行できず、発行したい場合は課税事業者になる必要があります。そのため、適格請求書の発行事業者になれない免税事業者は今後、取引が減るおそれがあるのです。

# インボイス対応3つの視点

## 01

### インボイス制度に 対応するかは任意

インボイス制度はインボイスを発行できる  
適格事業者として対応するか否かを、事業  
者自身が選ぶことができます。

適格請求書発行事業者に登録すれば、課税  
事業者になると同時に、インボイスを発行  
できます。

一方、免税事業者のままだと売上先の消費  
税額が増える可能性があります。

結果、仕事や収入が減るかも知れません。

## 02

### インボイス対応は 事業者ごとに異なる

インボイス制度に対応するかどうかは、  
業種や取引先などによって異なります。

たとえば売上先であるお客さんが事業者  
ではなく一般消費者の場合は、そもそも  
インボイスを発行する必要はありません。

インボイスに対応する場合も、どの計算  
方法を選ぶかによって、消費税額も変わ  
ります。

## 03

### 経理業務の煩雑化

#### 【売り手側】

インボイスの発行・修正・写しの保存に  
対応する必要があります。

なお、インボイスは7年間保存しなけれ  
ばなりません。

#### 【買い手側】

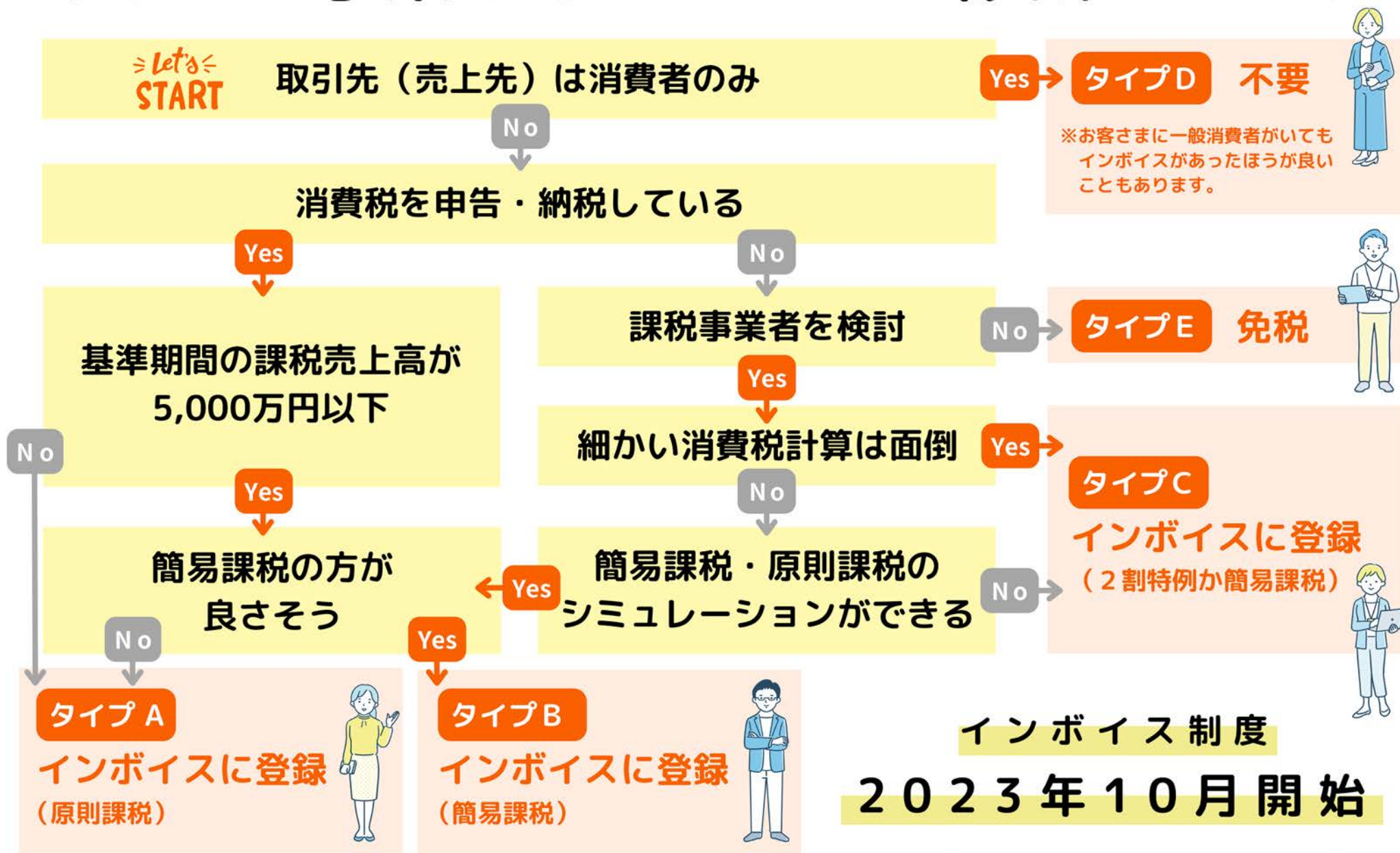
消費税を原則課税で計算するなら、もら  
ったインボイスを7年間保存しなくては  
なりません。

※電子インボイスをデータのまま保存するなら、売り手も  
買い手も電子帳簿保存法の要件を守る必要があります。

**あなたの事業はどのタイプ!?**

**次のページの「タイプ別 診断チャート」でチェックしよう!**

# あなたの事業はどのタイプ!? 診断チャート



※このチャートでの判断は一例です。

# タイプA インボイスに登録 (原則課税)

すべての課税事業者が使える消費税の納税額の計算方法です。インボイス登録だけをする、通常はこの計算方法になります。課税期間中に仕入に対して払った消費税額を原則、積み上げ計算しなければなりません。

すでに課税事業者であれば、インボイス登録のみで手続きが完了します。

## 【原則課税の計算方法】

|           |                |             |       |
|-----------|----------------|-------------|-------|
| 売上にかかる消費税 | 売上6,000万円      | 6,000万円×10% | 600万円 |
|           | 消費税10%         |             |       |
| 仕入にかかる消費税 | 仕入4,000万円      | 4,000万円×10% | 400万円 |
|           | 消費税10%         |             |       |
| 納める消費税    | 売上消費税<br>600万円 | 600万円－400万円 | 200万円 |
|           | 仕入消費税<br>400万円 |             |       |

## 経理の負担が増える!?

今までと比べて受け取った請求書のチェック項目が増えるため、経理担当者の負担は重くなります。

税率ごとに  
区分した記載

適格請求書発行  
事業者の登録番号

適用税率  
消費税額等  
の記載



## 税理士さんからのアドバイス

原則課税はインボイスの保管や仕訳の確認作業が大変。  
しかし課税仕入れや海外売上が多いならオトクかも。

# タイプB インボイスに登録 (簡易課税)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者であれば、カンタンに消費税の計算ができるようになる制度です。消費税の計算は「みなし仕入率」を用います。このみなし仕入率は、業種ごとに異なります。

## 【簡易課税の計算方法】 ※小売業の場合80%で計算

|           |            |             |       |
|-----------|------------|-------------|-------|
| 売上にかかる消費税 | 売上3,000万円  | 3,000万円×10% | 300万円 |
|           | 消費税10%     |             |       |
| 仕入にかかる消費税 | 売上消費税300万円 | 300万円×80%   | 240万円 |
|           | みなし仕入率80%  |             |       |
| 納める消費税    | 売上消費税300万円 | 300万円－240万円 | 60万円  |
|           | 仕入消費税240万円 |             |       |

| 事業内容                                  | みなし仕入率 |
|---------------------------------------|--------|
| 卸売業、事業者に対する業務用小売                      | 90%    |
| 小売業、農・林・漁業のうち飲食物の譲渡にかかる事業             | 80%    |
| 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給および水道業 | 70%    |
| 飲食店業など、ほかの区分に分類されない事業                 | 60%    |
| 運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業除く）            | 50%    |
| 不動産業                                  | 40%    |



## 税理士さんからのアドバイス

事務作業がラクな簡易課税。

ただ、還付は絶対ないので要注意。また、事業が2種類以上だと計算は面倒に。

# タイプC インボイスに登録（2割特例）

インボイス制度をきっかけにこれまで免税事業者がインボイスの発行事業者に登録し、かつ課税事業者になった場合、一律2割で納める税金を計算できる特例です。

業種による違いはありません。

## 【2割特例の計算方法】

|           |           |           |      |
|-----------|-----------|-----------|------|
| 売上にかかる消費税 | 売上800万円   | 800万円×10% | 80万円 |
|           | 消費税10%    |           |      |
| 納める消費税    | 売上消費税80万円 | 80万円×20%  | 16万円 |
|           | 20%       |           |      |

2割特例制度の仕組み

預かった  
消費税  
合計

×

業種問わず  
売上税額の  
2割が納税額

**20%**  
集計不要



特別な事前の手続きは不要です。

消費税の確定申告書に2割特例を受ける旨を記入するだけで受けられます。

ただし、対象期間は2023年10月1日～2026年9月30日までの日を含む課税期間までです。



## 税理士さんからのアドバイス

あくまでインボイス登録で課税事業者になった人向けの特例です。  
特殊なケースは対象外。還付もありません。



## タイプD インボイス対応不要

一般消費者を相手にビジネスをしている場合は、インボイスに対応する必要はありません。ただし、飲食業でも企業が宴会等で使用した際など、インボイス制度に対応した請求書の発行が求められる場合があります。

例) 飲食業、コンビニ、マッサージ店など

## タイプE インボイス対応しない (免税事業者のまま)

インボイスを発行している事業者と比べて、仕事や収入が減少する恐れもありますが、インボイスへの対応は義務ではありません。

「仕事や収入の減少を受け入れられる」または「取引より税負担の影響が大きい」場合は、こちらを選択することになるでしょう。



### 税理士さんからのアドバイス

美容院や塾など一般消費者向けの事業の他、ブランドカに自信があるならインボイス登録しなくてもよさそう。

# インボイス事業者になるには

## STEP1

### 申請書を作成

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を用意して、必要事項を記入しましょう。

紙の申請書は国税庁のホームページからダウンロードできます。電子申請はWeb上の「e-Tax」から行えます。

法人や個人事業に関わる情報を記載する必要があります。

## STEP2

### 国税庁に提出

紙の申請書は納税地を管轄する「インボイス登録センター」に郵送します。電子申請の場合は、「e-Tax」で提出可能です。

2023年9月30日までに登録が終わるように申請すれば10月1日からインボイスを発行できます。

## STEP3

### 取引先に通知

登録の通知が届いたら、取引先にインボイスの登録番号や、発行・受領方法について連絡します。

なお、インボイス業者として効力を発揮するのは、申請書の提出日ではなく、「登録日」です。

早めに申請を終えておくことが大切です。

## 2023年10月1日～スタート

## さらに、煩雑になる経理業務への対応も必須に!

適格請求書発行事業者になる必要があるかわからない場合は、**国税庁インボイスコールセンターへお問い合わせください。**

【電話番号】フリーダイヤル（無料）0120-205-553 【受付時間】9:00から17:00（土日祝除く）



インボイス対応の人も、 そうでない人も、  
煩雑になりがちな請求管理がカンタンに！

小規模事業者の方には



もらってうれしい  
**インボイス王**

PCで簡単に請求発行  
表計算ソフトいらず

フリーランスの方には



スマホインボイス  
**FinFin**

いつでもどこでも  
スマホ1つで請求書発行

請求書の発行が毎月**10**枚までならず**無料!**

小規模事業者の方には



もらってうれしい  
インボイス王



### ✓ Webで請求書をらくらく発行・受領

インボイス制度に対応した適格請求書をカンタンに発行・受領！取引先や品目の登録もカンタン、便利です！また、電子帳簿保存法への対応も安心。

### ✓ 経理担当者の負担減！

発行・受領した請求書等はまとめて管理できます。取引先ごとに内容をチェック可能です。インボイス対応で経理担当者にかかる負担を減らします。

### ✓ 会計ソフトとの連携で自動仕訳

会計王・みんなの青色申告と連動することで、発行・受取をした請求書データが自動仕訳化。

<https://www.sorimachi.co.jp/lp-invoice-oh/>

フリーランスの方には



スマホインボイス  
FinFin



### ✓ スマホでカンタン発行・受領

アプリでインボイス対応の適格請求書を発行・受取できます。フォーマットに従って入力するだけ。PCにも対応しています。

### ✓ 請求発行がスキマ時間に完了♪

パソコンを開いて操作する必要がありません。スマホだけで、仕事やプライベートのスキマ時間を有効活用♪請求書をPDF発行やメール送付、リンク共有することができます。

### ✓ 定型作業をスマートに！

頻繁に取引のある商品や取引先に関しては、台帳として一元管理し、手間をカット。定期的な請求書はコピー機能を使うことでらくらく対応可能。

<https://finfin.jp/jump/WP2304.html>

請求書の発行が毎月10枚までならずと無料!